

児童・思春期精神科の拠点病院に入院している児童生徒の学習支援について

1. 現状と課題

■拠点病院の現状

厚生労働省の児童・思春期精神科入院医療管理料の認可を受けた宮前区の病院に、20名～30名の小・中学生が、入院し専門的治療を受けている。

表1 入院中の小・中学生の人数の推移（平成26年の状況）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	H27,4月 想定
小学生	9	7	5	5	6	7	7	12	6	6
中学生	17	16	15	14	19	20	22	22	18	14
計	26	23	20	19	25	27	29	34	24	20

■拠点病院の課題

入院中の児童生徒は、3ヶ月から1年程度の入院加療ののち在籍校に復学する。

⇒入院中の児童生徒に対する学習支援が求められている。

2. 検討経過

■拠点病院入院児童生徒の学習支援の方向性の検討

先行する拠点病院の学習支援の状況

先行する拠点病院

東京都と大阪府の病院における取組内容

- ・指導を受ける児童生徒は近隣の**特別支援学校の「病弱教育部門」**に在籍し、**訪問指導**を受ける。
- ・病院が、教室や職員室等の教育環境を整備する。

入院児童生徒が特別支援学校の病弱に在籍するための根拠

学校教育法施行令第22条の3

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物**その他の疾患**の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

3. 課題解決の方向性

■拠点病院入院児童生徒の学習支援の課題解決の方向性（案）

中央支援学校の障害種に病弱教育部門を新設

※病弱教育部門は、特定の病院に対する訪問指導に限定。

現在

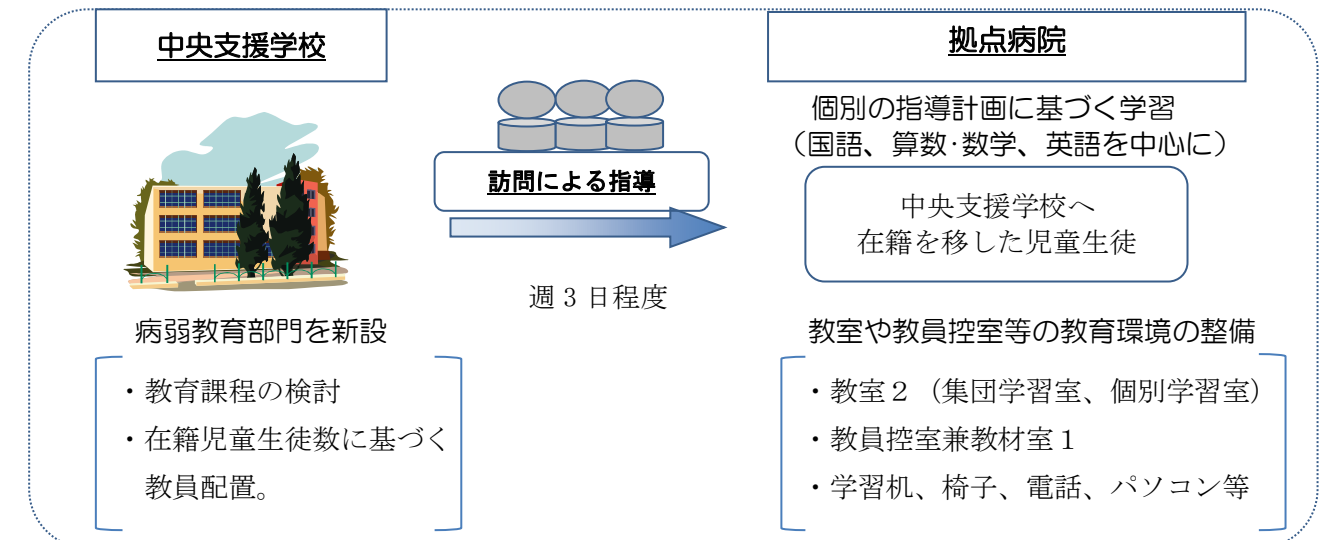
知的障害	小学部
肢体不自由	
知的障害	中学部
	高等部



改正（案）

知的障害	小学部
	中学部
	高等部
肢体不自由	小学部
病弱	小学部
	中学部

中央支援学校から拠点病院への訪問指導のイメージ



4. スケジュール

年度	内容
H25	児童・思春期精神科拠点病院から学習支援の要請 県教委との協議
H26	県教委との協議（合意形成） 中央支援学校との協議（病弱教育部門新設、訪問指導） 中央支援学校において訪問部準備担当者を指名し訪問部開設準備（既設校の視察、教育課程の検討） 病院との協議（学習環境の整備） 病弱教育部門の設置のため「川崎市立学校の教育課程、学科及び部の設置に関する規則」の一部改正
H27	4月 中央支援学校による病院における訪問指導開始 病院と中央支援学校の連携会議